

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第23号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章から第4章まで（略） <u>第5章 放置車両に対する措置（第65条—第71条）</u> <u>第6章 補則（第72条—第75条）</u> 附則 (収入の申告等) 第20条（略） 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。 <u>以下「施行規則」という。</u> ） <u>第7条に規定する方法によるものとする。</u> 3 <u>市長は、入居者（施行規則第8条各号に掲げる者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第41条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、施行規則第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。</u> <u>4 市長は、第1項の規定による収入の申</u>	目次 第1章から第4章まで（略） <u>第5章 補則（第65条—第68条）</u> 附則 (収入の申告等) 第20条（略） 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号） <u>第8条に規定する方法によるものとする。</u> <u>3 市長は、第1項の規定による収入の申</u>

告又は前項の規定による収入の把握に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

5 (略)

(家賃の決定)

第21条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第4項の規定により認定された収入(同条第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条及び第36条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第2項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合(前条第4項の規定による収入の額の認定があった場合を除く。)において、第41条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2から4まで (略)

(収入超過者に関する認定)

第32条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第20条第4項の規定により認定した当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入

告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(家賃の決定)

第21条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条、第36条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第2項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2から4まで (略)

(収入超過者に関する認定)

第32条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第20条第3項の規定により認定した当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入

居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

(高額所得者に関する認定)

第36条 市長は、毎年度、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第20条第4項の規定により認定した当該入居者の収入が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

2 (略)

(立入検査)

第42条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、第72条第1項に規定する住宅監理員又は市長が指定する本市の職員(以下「住宅監理員等」という。)に、市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2から4まで (略)

(市営住宅の返還等)

第43条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅から退去しようとするときは、退去しようとする日の5日前までに、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出て、住宅監理員等又は第72条第3

居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

(高額所得者に関する認定)

第36条 市長は、毎年度、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第20条第3項の規定により認定した当該入居者の収入が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

2 (略)

(立入検査)

第42条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、第65条第1項に規定する住宅監理員又は市長が指定する本市の職員(以下「住宅監理員等」という。)に、市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2から4まで (略)

(市営住宅の返還等)

第43条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅から退去しようとするときは、退去しようとする日の5日前までに、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出て、住宅監理員等又は第65条第3

項の住宅管理人の検査を受けなければならない。

2 及び 3 (略)

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第 4 8 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第 4 4 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 2 1 条第 1 項、第 3 4 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 1 2 条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

第 5 章 放置車両に対する措置

(放置の禁止)

第 6 5 条 何人も、正当な理由なく、市営住宅の敷地内に、自動車等（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 1 条第 2 項に規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）

項の住宅管理人の検査を受けなければならない。

2 及び 3 (略)

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第 4 8 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第 4 4 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 2 1 条第 1 項、第 3 4 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 1 1 条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

を放置(正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、規則で定める期間継続して置かれていることをいう。以下同じ。)し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(調査等)

第66条 市長は、放置自動車等(市営住宅の敷地内に放置されている自動車等をいう。以下同じ。)があるときは、当該放置自動車等の状況、所有者等(自動車等の所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。以下同じ。)その他必要な事項を調査するとともに、当該放置自動車等の撤去を促すために警告書を貼り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車等を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車等の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、車内の調査をすることができる。

(1) 自動車登録番号標等(道路運送車両法第11条の規定により取り付けられた自動車登録番号標その他の自動車等を識別する番号が記載された標識をいう。以下同じ。)が滅失していること。

(2) 放置自動車等の外部からの調査で所有者等が判明しないこと。

3 前2項の規定による調査をする職員

は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(放置自動車等の移動、保管等)

第67条 市長は、前条第1項の規定により警告書を貼り付けた日から規則で定める期間を経過した日以後引き続き当該放置自動車等が置かれている場合において、市営住宅の管理上著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車等を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車等を移動し、保管した場合は、当該放置自動車等が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置自動車等を移動し、保管した場合は、当該放置自動車等の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車等の所有者等が判明しない場合(所有者等の住所又は居所が判明しない場合を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(勧告及び命令)

第68条 市長は、第66条第1項及び第2項の規定による調査の結果、放置自動車等の所有者等が判明したときは、当該

所有者等に対し、当該放置自動車等の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うことを命じることができる。

(廃物認定)

第69条 市長は、第66条第1項及び第2項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車等の所有者等が判明しない場合においては、第66条第1項の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から1月以上経過した後、当該放置自動車等の走行に必要な装置等の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていると認めるときは、当該放置自動車等を廃物(放置自動車等が自動車等としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるもの。以下同じ。)として認定することができる。

2 市長は、第66条第1項及び第2項の規定による調査により所有者等が判明した場合においては、第66条第1項の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から6月以上経過した後、当該放置自動車等の走行に必要な装置等の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていると認めるときは、当該放置自動車等を廃物として認定することがで

きる。

3 市長は、前2項の規定により放置自動車等が廃物であるかどうか判断することが困難なときは、三重県知事の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により放置自動車等を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

5 市長は、第2項の規定により放置自動車等を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、所有者等にその旨を通知するものとする。

(処分)

第70条 市長は、前条の規定により放置自動車等を廃物と認定したときは、当該放置自動車等の処分を行うことができる。

2 市長は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車等の所有者等が判明しない場合において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 警告書を貼り付けた日

(2) 放置されている場所（第67条第1項の規定により保管している場合にあっては、放置されていた場所及び保管している場所）

(3) 車名、塗色及び自動車登録番号標等に記載された番号

(4) 告示後の取扱い

(5) その他規則で定める事項

3 市長は、前項の規定により告示をした日から3月以上を経過した日以後において、当該放置自動車等を処分することができる。

(費用の請求)

第71条 市長は、第67条第1項の規定により放置自動車等を移動し、保管した場合又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車等の所有者等（自動車等を放置し、又は放置させた者を含む。）が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

第72条 (略)

第73条 (略)

第74条 (略)

第75条 (略)

第65条 (略)

第66条 (略)

第67条 (略)

第68条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正、第5章を加える改正及び第65条から第75条までの改正は、平成30年10月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)